

豊中市上下水道局寺内配水場小水力発電事業者 募集要領

1. 事業の目的

豊中市上下水道局（以下「局」という。）では、「第2次とよなか水未来構想」において、めざすべき将来像の1つとして「環境にやさしい事業を展開します」と掲げ、再生可能エネルギーの活用をすすめています。

このたび、局の公有財産の活用を図るとともに、未利用の再生可能エネルギーの有効利用を目的として、小水力発電事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）を募集いたします。

2. 実施概要

(1) 事業名

豊中市上下水道局寺内配水場小水力発電事業

(2) 事業概要

局は、事業実施に必要な場所の土地及び管路を流れる水の余剰エネルギーを提供します。併せて、発電設備の設置に必要な用地等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき使用を許可します。

事業者は、大阪広域水道企業団の千里浄水池から局が所有する寺内配水場までの受水で発生する余剰エネルギーを活用し、使用許可した土地において、事業者において自ら小水力発電設備を計画・設計・施工・発電・運営及び維持管理し、発電事業（以下「本事業」という。）を行うものとします。

また、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」に基づき、発電した電気は、FIT制度（固定価格買取制度）またはFIP制度（市場連動型プレミアム価格制度）を利用して売電できるものとします。

(3) 事業場所

寺内配水場 大阪府豊中市東寺内町127番地内

(4) 事業期間

行政財産使用許可を受けた日から1年間。

ただし、事業者が引き続き使用許可を申請する場合、次の各項を通算した期間を限度として、毎年使用許可を受けることができます。

- ① 行政財産使用許可日から小水力発電設備による電気の供給が開始されるまでの期間
- ② 小水力発電設備による電気の供給が開始されてから20年間
- ③ 原状回復にあたる期間

(5) 使用料

① 行政財産の使用料

使用許可する土地の使用料については、局における行政財産の目的外使用に係る基準（豊中市法定外公共物管理条例（平成 16 年豊中市条例第 47 号）の別表法定外公共物占用料金表を準用して算定する額）に基づき小水力発電設備、制御盤及び埋設管等の設置の面積より算出した額とします。

② 浄水の使用料

局が提供する管路を流れる水の余剰エネルギーにかかる浄水の使用料については、発電電力量 1kWh あたり 1 円 50 銭以上(消費税及び地方消費税を除く、10 銭単位)とし、事業者の提案によるものとします。

ただし、経済事情の変動等により使用料が適正でないと判断した場合は、使用期間中であっても、協議のうえ使用料を変更することができるものとします。

③ 各使用料の納付

事業者は、上記使用料を、局が発行する納入通知書により、次に定める指定期日までに局に納入するものとします。

- ・行政財産の使用料…年払いとし、当該年度分を年度当初
- ・浄水の使用料…年払いとし、当該年度分を翌年度 5 月末

(6) 事業の条件等

別紙「豊中市上下水道局寺内配水場小水力発電事業条件書」（以下「条件書」という。）を参照してください。

3. 企画提案競争の方法等

公募型企画提案競争（公募型プロポーザル）方式を採用し、優れたノウハウを含む提案を広く募集するものです。

4. 参加資格

本事業に参加できる事業者は、参加申込書の提出日時点で、下記のすべての要件を満たす法人とします。なお、共同企業体（JV）による参加はできません。

- ① 法人格を有し、本業務を円滑に遂行できる能力及び体制であること。
- ② 本事業と類似実績として、日本国内において以下に該当する履行実績を有すること。
 - ・平成 28 年 4 月以降に、FIT 制度または FIP 制度を適応した実績があること。
 - ・小水力発電設備を設置、運用及び維持管理を 1 年以上継続した実績、かつその運用収益の一部を上水道施設の管理者（水道事業者）に還元した実績があること。
 - ・関連会社、グループ企業等の元請けとしての完工実績についても可とする。ただし、他の会社の下請によるものは除く。
- ③ 令和 8 年度の豊中市物品等の入札参加資格を有するか、協定日までに豊中市の入札参加登録を行う者であること。

- ④ 豊中市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- ⑤ 豊中市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置(本業務の提案募集を公示した日から応募の日まで)を受けていないこと。
- ⑥ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ⑦ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理を命ぜられていない者であること。
- ⑧ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- ⑨ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- ⑩ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法律第2条第6号に規定する暴力団の構成員をいう。）若しくはその他構成員の統制下にある者でないこと及びその利益となる活動を行ったことがある者でないこと。
- ⑪ 労働関係法令に違反し、官公署から摘発又は勧告等を受けていないこと。
- ⑫ 本事業を行うにつき、当該事業が法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可を受けている者であること。
- ⑬ 過去3年間において、法人税または所得税並びに市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

5. スケジュール

項目	日程
募集開始	令和8年4月30日（木）
現地見学申込書の提出（電子メール）	令和8年5月14日（木）午後5時まで（必着）
現地見学	令和8年5月20日（水）午前または午後
参加申込書の提出（送付又は持参）	令和8年5月28日（木）午後5時まで（必着）
質問の提出（電子メール）	令和8年6月4日（木）午後5時まで（必着）
質問に対する回答	令和8年6月12日（金） ※午後5時までに、全ての参加申込提出者宛てに電子メールで一括回答
企画提案書類の提出期限	令和8年6月24日（水）午後5時まで（必着） ※企画提案書類の分割提出は認めません。 また、提出期限内未到達の場合、応募自体を無効とします。
面接審査（プレゼンテーション）	令和8年7月上旬《予定》 ※日程・時間は別途通知します。
審査結果の通知	令和8年7月中旬発送《予定》 ※審査結果は、文書で通知します。
協定の締結予定日	令和8年7月中旬～下旬《予定》

6. 応募の手続き等

(1) 現地見学

現地見学の参加を希望する事業者は、「現地見学申込書（様式 1）」に必要事項を記入のうえ提出してください。

【提出期限】

令和8年5月14日（木）午後5時まで

【提出方法及び提出先】

事務局宛てに電子メールで提出してください。

豊中市上下水道局 経営部 経営企画課

メール：keiki@suidou.city.toyonaka.osaka.jp

【現地見学の日時、場所】

- ・日時 令和8年5月20日（水）午前又は午後（時間は別途連絡）
- ・場所 寺内配水場（大阪府豊中市東寺内町127内）

【見学にあたっての注意事項】

- ・1事業者あたり自動車1台、4人以内とします。
- ・見学に際しては動きやすい服装とヘルメットを持参してください。
- ・見学時間は2時間以内とします。
- ・見学時には、公平性の観点から個別の質問を受け付けないので、質問がある場合

は「(3) 質問の受付及び回答」に記載の方法で質問してください。

- ・カメラ等による撮影を許可します。ただし、撮影したものを今回の目的以外に使用しないでください。目的外使用が発覚した場合、「8. 失格事項」に該当します。

(2) 参加の申し込み

本事業へ参加を希望する事業者は、次のとおり参加申込書類を提出してください。

【提出期限】

令和8年5月28日（木）午後5時まで

【提出方法及び提出先】

事務局宛てに持参、書留郵便のいずれかにより提出してください。

〒560-0022 豊中市北桜塚4丁目11番18号 豊中市上下水道局3階
豊中市上下水道局 経営部 経営企画課

【提出書類】

- ・全参加希望者
 - ① 参加申込書（様式2）
- ・豊中市入札参加未登録の場合は、以下②～⑦の書類もあわせて提出してください。
 - ② 印鑑証明書
 - ③ 商業登記簿謄本（登記事項証明書）
 - ④ 法人税・消費税の納税証明書
 - ⑤ 本店所在地の市区町村が発行する未納の税額がない証明書
又は市区町村税に未納の税額がない旨の誓約書兼承諾書（様式3）
 - ⑥ 財務諸表（貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書）
 - ⑦ 社会保険および労働保険の加入状況が確認できる書類
（直近の領収済通知書 等）

(3) 質問の受付及び回答

本募集要領の内容に不明な点がある場合は、電子メールにて質問書（様式4）を記入のうえ提出、連絡してください。

なお、電話での質疑、評価、審査に係る内容についてはお答えできません。

【提出期限】

令和8年6月4日（木）午後5時まで

【提出方法及び提出先】

事務局宛てに電子メールで提出後、電話連絡をお願いします。

豊中市上下水道局 経営部 経営企画課

メール：keiki@suidou.city.toyonaka.osaka.jp

【回答】

令和8年6月12日（金）午後5時までに、全ての参加申込書提出者宛てに電子メールで回答。なお、期日までに電子メールが届かない場合は事務局までご連絡ください。

【注意事項】

- ・上記の方法以外による質疑、評価、審査に係る内容についてはお答えできません。
- ・提出期限までに到着しなかった質問、及び回答に対する再質問は受け付けません。

(4) 企画提案書類の提出

参加申込書提出者で、本案件の提案を行おうとする者（以下「提案者」という。）は、次のとおり「企画提案書類」を提出してください。

【提出期限】

令和8年6月24日（水）午後5時まで

【提出方法及び提出先】

事務局宛てに持参、書留郵便のいずれかにより提出してください。

〒560-0022 豊中市北桜塚4丁目11番18号 豊中市上下水道局3階

豊中市上下水道局 経営部 経営企画課

メール：keiki@suidou.city.toyonaka.osaka.jp

【提出書類、部数、形式等】

別紙「豊中市上下水道局寺内配水場小水力発電事業企画提案書類作成要領」を参照してください。

【注意事項】

- ・企画提案書類の分割提出、提出後の追加及び修正は認めません。
- ・企画提案書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募自体を無効とします。
- ・企画提案書類はいかなる場合でも返却しません。

7. 選定方法

(1) 審査方法

市職員で構成する選定委員会において、企画提案書及びそれに基づくプレゼンテーションについて審査を行い、評価点数の合計（最大100点×4人＝400点）による総合評価で最高得点を得た提案者を最優秀提案者とします。

ただし、採点結果が全体配点の50%未満又は審査項目単位で0点となる提案者は、単独応募又は相対順位が1位の場合であっても最優秀提案者としません。

また、提案者が5社以上の場合は、一次審査として書面審査を行い、得点順位4位以内の者のみプレゼンテーションへの参加ができるものとします。この場合、一次審査結果を令和8年7月上旬までに全提案者へメールにて通知します。提案者が4社以内の場合はプレゼンテーションの案内のみを行います。

(2) 審査項目及び審査基準

別紙「豊中市上下水道局寺内配水場小水力発電事業企画提案審査基準」のとおり

(3) プレゼンテーションの実施

【実施日時】

令和8年7月上旬を予定

詳細はプレゼンテーション審査実施対象者に別途連絡します。

【審査の設定時間】

40分程度（提案者からの説明20分+質疑応答20分）

【注意事項】

- ・当日の出席者は3名以内（統括責任者を含み、本事業に携わる者に限る）とします。
- ・プレゼンテーションは提出した企画提案書類に基づいて行ってください。
- ・プロジェクター及びスクリーンは局で用意しますが、PC等は提案者が用意してください。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、全ての提案者に対して令和8年7月中旬（予定）に採点結果を文書で通知します。

なお、局と仕様等を協議の上、局の内部手続きを経て、本事業を依頼する相手方として決定されるため、最優秀提案者の決定通知をもって本事業を依頼する相手方を約するものではありません。

(5) 審査結果の公表

審査結果の通知後、市のホームページ等において結果公表を行います。公表する内容は次のとおりです。

- ① 最優秀提案者の名称、提案額
- ② 最優秀提案者の選定理由
- ③ 全提案者の名称
- ④ 採点結果
- ⑤ 選定委員会の構成
- ⑥ その他（受託候補者と最優秀提案者とが異なる場合は、その理由）

※③と④の対応関係は明らかにしません

※応募が2者であった場合は、次点者の採点結果の合計点は公表しません。

8. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、提案内容を無効とし、応募自体を取り消します。

- ・企画提案書類において虚偽の内容を記載したとき
- ・法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき
- ・提出期限までに提出場所に企画提案書類の提出がないとき

- ・面接審査に欠席したとき
- ・一団体で複数の提案をしたとき
- ・提案に関して談合等の不正行為があったとき
- ・正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
- ・他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行ったとき
- ・選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示したとき
- ・審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触し、又は接触を求めたとき
- ・協定締結日までの間に「4.参加資格」の要件に該当しなくなったとき
- ・募集要領の内容に違反したとき
- ・その他、企画提案にあたり、著しく信義に反する行為等により、選定委員会が失格と認められたとき

9. 協定の締結

- ① 最優秀提案者は、企画提案書の提案内容を基に、局と協議の上事業内容を確定し、大阪広域水道企業団の承認の上協定を締結します。
 なお、原則として提案した事業内容を実施していただきますが、協議により修正する場合があります。また、大阪広域水道企業団との協議は、局で行います。
- ② 最優秀提案者と協議が調わない場合は、局は次点提案者と協議を行います。
- ③ 協定の締結に際し、万一、企画提案書類の記載内容に虚偽の内容があった場合、あるいは提案内容に実現できない内容が含まれていたことが判明した場合は、協定の締結をしないことがあるほか、局が被った損害について、損害賠償を求めることがあります。

10. その他

- ① 企画提案書類等の作成経費や旅費等の必要経費等は提案者の負担とします。
- ② 企画提案の著作権は原則として提案者に帰属するものとします。ただし、採用した提案書類等の著作権は局に帰属するものとします。
- ③ 審査後に本募集要領及び条件書の内容等に関して、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。
- ④ 企画提案書等の作成及びその他の手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとします。
- ⑤ 本事業への参加を取り下げる場合は、速やかに事務局まで連絡するとともに、参加辞退届（様式7）を提出してください。なお、取り下げによる不利益な取扱いはしません。

11. 問い合わせ先

【事務局】

豊中市上下水道局 経営部 経営企画課

〒560-0022 豊中市北桜塚4丁目11番18号 豊中市上下水道局3階

TEL：06-6858-2921（直通） FAX：06-6858-4883

メール：keiki@suidou.city.toyonaka.osaka.jp

【事業担当課】

豊中市上下水道局 技術部 浄水課

〒560-0056 豊中市宮山町3丁目20番1号 柴原浄水場内

TEL：06-6841-0070（直通） FAX：06-6841-0555

メール：josui@suidou.city.toyonaka.osaka.jp